

児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出する義務があります。この届は、6月1日における現況を把握し、手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。対象の方には6月初旬に必要な書類を送付しています。提出がまだの方は、6月末日までに提出をお願いします。

<提出先> 仁多庁舎 町民課
横田庁舎 結婚・子育て応援課

【お問い合わせ先】
奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課
有線20-4272 電話52-2206



出雲ナンバーの導入を進めます

奥出雲町では出雲市、飯南町とともに「出雲ナンバー」の導入に取り組んでいます。昨年実施した町民アンケート調査の結果を踏まえ、鳥根県を通じて国へ申請し、5月22日に国より新たなご当地ナンバー導入地域に正式決定されました。平成32年度の交付開始に向け調整を行います。

1. 出雲ナンバーの導入目的は？

出雲らしい図柄を施した「出雲ナンバー」の車が全国を走るにより、出雲地域を全国に発信するとともに、産業や観光、文化面で「出雲ナンバー」を導入する自治体全体の活性化を目指します。

2. 出雲ナンバーの対象になる車両は？

出雲市、飯南町、奥出雲町（以降「1市2町」という）に使用の本拠を置く自動車（軽自動車、排気量125cc超の自動二輪車を含む）です。

3. どんな場合に「出雲ナンバー」になるの？

次の場合などが想定されます。

- ・新車や中古車を購入し、1市2町で新規に自動車の登録をする場合
- ・引越などで1市2町以外から1市2町に自動車の所在を変更する場合
- ・1市2町在住の人が出雲ナンバーへの変更を希望する場合

4. 必ず出雲ナンバーに変更しなければいけないの？

新規に登録される対象車両はすべて出雲ナンバーになります。3.のような場合が発生しなければ、現在の鳥根ナンバーをそのまま使用できます。

※運用方法などは、今後変更になることがあります。

【お問い合わせ先】 商工観光課 有線：31-5261 電話：54-2504
(事務局：出雲市縁結び定住課 TEL 0853-21-6771)

～国民年金保険料の申請免除について～

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合に、申請して認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料免除・納付猶予を受けた期間は、年金の受給資格期間として計算されるほか、けがや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。（要件あり）

申請免除の種類

- 全額免除
- 一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）
 - *平成30年度分は平成30年7月から申請できます。
 - *承認期間は7月から翌年6月末までです。
 - *一部免除の場合は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となります。
- 納付猶予

申請できる方

- 前年所得が基準額以下の方（基準額は世帯構成により異なります。）
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- 失業や被災により保険料を納付することが困難な方

申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 雇用保険受給資格者証等の写し（失業の理由により申請される方）

申請場所 奥出雲町役場 町民課（仁多庁舎）、税務課（横田庁舎）

【お問い合わせ先】 日本年金機構 松江年金事務所
0852-23-9540（代表）*音声案内 2番→2番
役場町民課（戸籍グループ） 54-2510

有害鳥獣の捕獲・駆除実績

奥出雲町では、年間を通じて有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいております。

平成30年4月の捕獲・駆除頭数実績をお知らせします。

捕獲班名	ニホンジカ	イノシシ	カラス
布勢	-	1	-
三成	-	1	16
亀嵩	-	1	1
阿井	-	13	-
三沢	-	-	-
鳥上	-	2	-
横田	-	6	21
八川	2	9	-
馬木	-	-	-
合計	2	33	38

有害鳥獣による農作物被害がございましたら、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】
農業振興課農業生産グループ
有線：31-5281 電話：54-2513

後期高齢者医療被保険者証の 一斉更新について

- 75歳以上の方（65歳以上で広域連合が障がい認定した方を含む）が、現在お使いの被保険者証「オレンジ(だいたい色)」は、平成30年7月31日までお使いいただけます。
- 平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証「クリーム(黄色)」は、7月中にお渡しいたします。
- 平成29年中の所得の状況等により、医療機関でご負担いただく割合が、8月から変更になることがあります。被保険者証に記載されている自己負担割合（「1割」または「3割」）をご確認ください。
- 平成29年中の所得額等の確定に伴い、7月中に平成30年度の保険料額に関する通知を送付いたしますのであわせてご確認ください。

【お問い合わせ先】
健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5123 電話：54-2511